

## 第7章 活用

### 第1節 活用の方向性

活用の基本は文化財の価値を正しく伝え、理解してもらうことにある。学校教育、生涯学習、まちづくりや観光等、多様な機会をとらえてそれを試みる。地域住民や関係諸組織との連携のもと、周辺文化財を含めた情報発信に努め、宇佐神宮の宗教的・文化的環境を後世に伝えていく、保存と活用の好循環をめざす。

ここでは、宗教活動・調査研究・教育普及・まちづくり・観光という観点から、それぞれの活用の方向性を示し、次節でその具体的な方法を記載する。

#### (1) 宗教活動

創建以来、人々の信仰の対象であり続けている宇佐神宮にとって、宗教活動の護持は極めて重要である。現在でも、鎮秋祭（御心経会、2月）・例祭（3月）・御田植祭（6月）・御神幸祭（夏越祭、7月～8月）・仲秋祭（放生会、10月）といった各種祭事が年間を通じて日常的に行われており、御許山では毎年4月に行われる例祭では、多くの参拝者が訪れる。また、地域の人々にとっては初詣や節分といった一年の節目、あるいはお宮参りや七五三、結婚式といった人生の節目に訪れる精神的なよりどころとなっている。

宇佐神宮の価値を正しく伝えるためにも、現在行われている宗教活動を維持することに加えて、その意味を伝えるための情報発信の手段等についても検討する。

#### (2) 調査研究

第6章第2節で述べた研究のもととなる史資料や過去の研究成果などを公開し、より多くの人が情報に触れることができるような方策について検討する。

#### (3) 教育普及

(2) で述べたように宇佐神宮には数多の資源があり、様々な研究が行われている。研究成果を正確かつ分かりやすく伝え、次世代に継承することも重要である。また、宇佐小学校・和間小学校の2校では文化財愛護少年団が結成されており、宇佐神宮の祭事への奉仕などをとおして文化財への興味関心を高める取り組みが長年にわたって続けられている。

既存の研究成果や研究の進展で新たに発見された事柄等を、簡潔に伝えるための教材の開発や情報発信の方法を検討し、小中学校や高校といった学校教育、地域住民の生涯学習などに寄与する。

#### (4) まちづくり

##### ① 宇佐の人びとの心のよりどころ

市内の小中学校（小学校24校、中学校7校）の校歌をみると、約半数の15校で御許山や宇佐神宮にまつわる歌詞が含まれており、宇佐に住む人々の心に宇佐神宮と御許山が根付いていることが伺える。現在でも、地域住民を主体として、御神幸祭や仲秋祭時の神輿の担ぎ手としての奉仕、御許山登山道の下草刈りや宇佐神宮境内での清掃活動といった様々な取り組みを通して地域住民の結びつきが強まり、地域社会を支えるための基盤の一つとなっている。一方で、少子高齢化や人口減少、過疎化等は深刻であり、従来の枠組みを超えた地域間または組織間で連携し、宇佐神宮や御許山の厳正な雰囲気を維持し、心のよりどころであり続けるような方法を検討する。

##### ② 都市計画

宇佐神宮周辺地区の内、社寺ゾーンと宇佐の町なみゾーンの大部分は、宇佐市都市計画マスタープランにおける重点区域の一つであり、宇佐市の歴史・文化を象徴する地区となっている。そのため、街なみ環境整備事業による景観整備が実施されており、今後は、宇佐神宮を訪れた人々が神宮周辺にも足を運び、近隣の文化財等の活用にも結び付けることが求められる。

##### ③ オープンスペース・憩いの場

広大な宇佐神宮の境内地や御許山は、自然・歴史・信仰といった様々な要素を感じ、考えることのできる好個の素材であり、地域住民からも大切にされている。宇佐神宮の広大で豊かな境内は四季によって様々

な表情を見せる。また、近年、健康志向の高まりによるトレッキングブームなどもあり、御許山への参拝客も増加している。

このように、開かれた宇佐神宮や御許山の姿は、神宮を訪れる人々に安らぎを与え、また、上述した歴史・文化・自然等について考え、共感していくことで心の健康にもつながるよう、調査研究への参画や、保存活用のための整備等も実施する。なお、整備については、次章で詳細を記す。

## ( 5 ) 観光

宇佐神宮には年間 100 万人以上の参拝客が訪れる。大分県でも有数の観光地であり、宇佐市の観光施策の中でも重要な位置づけにある。

市内には、宇佐神宮関連文化財以外にも、宇佐海軍航空隊の遺構群、昭和の大横綱「双葉山」に関する資料館である「双葉の里」、院内の石橋群、安心院の鎧絵群、県立歴史博物館と風土記の丘といった、歴史や文化に関する名所や施設が多数あるが、観光客の誘導がうまくできていない場合も多い。周辺の文化財等を含めた周遊ルートの開発や周遊方法の検討が必要である。また、コロナウィルス感染流行以前は、宇佐神宮には外国人観光客も多数訪れていた。アフターコロナを見据えた多言語化の対応や、外国人観光客にもわかりやすいような説明方法等についても検討を要する。

## 第2節 活用の方法

### (1) 宗教活動

#### ① 宇佐神宮の神事等に合わせた集客

宇佐神宮では例祭、御田植祭や御神幸祭(夏越祭)、仲秋祭(放生会)、御神能、鎮疫祭(御心経会)等、様々な神事が執り行われる。宇佐神宮の歴史を伝える上でも有効であり、祭事に合わせた行事等を企画することで普及啓発につなげる。



御神幸祭の際に行われる流鏑馬

### (2) 調査研究

#### ② 宇佐神宮宝物館での展示

宇佐神宮宝物館では、宇佐神宮の所蔵する各種の文化財が展示されている。展示替えも定期的に実施されており、宇佐神宮に関する情報発信や普及啓発に大きな役割を果たす。今後も、企画展等を開催し、宇佐神宮が所蔵する史資料の公開に努める。



宇佐神宮宝物館

#### ③ デジタル技術を利用した記録作成・情報発信

高精細映像やVR(仮想現実)技術を利用して、宇佐神宮の重要な祭事である放生会についての情報発信をふくむ Living History 事業が令和2年度から3年度にかけて実施されている。往時の祭事等を再現し、情報発信することで普及啓発を図る取り組みであり、作成された映像を宝物館で公開するための設備等も必要と思われる。また、上記の建造物修復工事の際に、記録映像を作成して公開するといった活用の方法も考えられる。



宇佐神宮仲秋祭(放生会)

この他にも、SfM/MVS法<sup>(#)</sup>やレーザー計測で建造物や石垣の3次元モデルを作成し、インターネット上で公開するといった方法があり、御許山や宮迫地区の石垣調査の成果を公表する場としても期待できる。

※ SfM/MVS法 : Structure from Motion/Multi View Stereo : 複数の画像を用いた3次元形状の復元。

#### ④ 宇佐市民図書館の活用

宇佐市民図書館は郷土史に関する資料を多数収蔵している。その中には、宇佐神宮や八幡信仰について研究した様々な著書、古文書の翻刻、市や県の教育委員会が発行した報告書等の蔵書も多い。また、2階には渡綱記念ギャラリーという展示スペースもあり、年間を通じて様々な企画展が催される。宇佐神宮や御許山に関する事業と合わせて、ギャラリーでの展示等を企画することで、図書館の来館者などに対して情報発信を図る。



市民図書館の宇佐神宮関連本コーナー

#### ⑤ 調査・研究への地域住民・学生・関係機関等の参画

御許山の六坊跡の詳細調査や、アカガシ林の分布状況調査等が必要であることは前章でも述べた。これらの調査の際に、まちづくり協議会や近隣の高校、大学、市や県の環境保全部局等に協力を呼びかける。可能であれば、調査成果の報告会や報告書の作成にも参画してもらい、地域に残る文化財の重要性や自然環境等について知り、関心を持ち、共感が得られるように働きかける。



御許山六坊跡石垣の調査

### (3) 教育普及

#### ① 学校教育・生涯学習との連携

宇佐神宮周辺には宇佐小学校や宇佐高等学校がある。総合的な学習の時間で地域の歴史や自然について学ぶことができるよう、小中学生向けの学習教材の作成、教職員向けの講座、社叢の植物観察会といったワークショップ等が考えられる。

宇佐神宮に関しては、公民館での高齢者学級や市民向けの歴史講座等での需要もあり、社叢も含めた講座なども行うべきである。



市民向けの歴史講座

#### ② 文化財愛護少年団への支援

宇佐小学校と和間小学校の2校では、文化財愛護少年団が組織されており、宇佐神宮が行う御神幸祭や中秋祭の時には愛護少年団による道行囃や神輿行列への参加等、児童による奉仕が行われる。愛護少年団の活動に対して支援を行うことに加えて、社叢を利用した自然観察会や宇佐神宮に関する企画展等への参画を促し、宇佐の将来を担う子供たちの郷土愛の醸成や地域の自然、歴史、文化等への理解の促進などを目指す。



宇佐神宮御神幸祭に参加する児童

#### ③ 建造物の修復現場公開

国宝本殿をはじめとする建造物修復工事の際に行った修復現場一般公開は大変好評で、多くの参加者を得た。檜皮葺などの伝統的な技法を実際に見学してもらうことで、歴史的な建造物がどのように造られたかといった技術の伝承や、文化財自体に関する興味関心の醸成等につながる。

史跡内の社殿の多くは檜皮葺であり、今後も定期的な修復工事は必要不可欠である。工事の際には、安全等に配慮しつつ、可能な限り一般公開等を行い普及啓発を図ることが重要である。



国宝本殿の修復現場公開（平成25年）

### (4) まちづくり

#### ① まちづくり協議会や民間団体との連携

現在、宇佐市では小学校区を基本的な単位とした地域コミュニティ組織（まちづくり協議会等）による住民主体のまちづくりを推進している。そこでは、地域の歴史文化の掘り起しや、説明板やパンフレットの作成といった普及啓発、史跡周辺の草刈や散策ルートの開発など、さまざまな取り組みが進められている。本計画の範囲内に限っても、北馬城まちづくり協議会や西馬城まちづくり協議会等の組織が精力的に活動しており、これらの活動に対する支援についても検討する。

また、宇佐の文化財を守る会や安心院縄文会といった歴史や文化財に関する民間団体もあり、調査や情報発信等についても連携して取り組みを進める。



まちづくり協議会による御許山の清掃

#### ② 宇佐神宮地区周辺の景観整備

平成25年から令和3年にかけて、街並み環境整備事業として道路美化や景観に配慮した建造物の改修、呉橋から百体神社までの勅使街道沿いに宇佐神宮の祭事を紹介する説明板の設置等が実施された。史跡周辺の歴史的な景観を維持し、周辺に残る文化財に誘導することで、一體的な保存・活用につなげることができる。



勅使街道に設置された説明板

### ③ 御許山とその登山道を活かした取り組みの推進

御許山正参道は「六郷満山峰入りの道」の一部として歴史の道百選に選定されており、宇佐市観光協会が「おもと古道」として登山ルートマップを作成している。

正覚寺からの登山道は大元神社まで最短で登れるルートとして参拝客の利用も多く、まちづくり協議会や宇佐市観光協会などが説明板や案内表示なども設置している。



正覚寺口に建てられた説明板

### ④ 大分県立歴史博物館との連携

大分県立歴史博物館には、常設展に「宇佐八幡の文化」コーナーがあり、国宝本殿の10分の1模型や「豊前国宇佐宮絵図」を基にした宇佐神宮境内の復元ジオラマ等が展示されている。また、宇佐神宮の歴史や周辺の文化財についても解説されており、宇佐神宮を訪れた後に歴史博物館で学習する、あるいは、歴史博物館で学習した後に宇佐神宮を参拝するといった過程を経ることでより理解が深まる。連携を強化することで、双方の活用に結び付ける。



国宝本殿の1/10模型（歴史博物館）

## （5）観光

### ① 宇佐市観光協会等と連携した観光振興

宇佐神宮は宇佐市最大の観光地であり、国内外の観光客が訪れる。宇佐神宮のすぐそばにある宇佐市観光協会には観光ガイドが20名以上所属し、参拝客への解説等を行っている。ガイドによる自主的な研修会も開催しており、その際に教育委員会から講師派遣等も行っている。今後も連携を維持し、新しい調査成果等についても公開し、史跡と天然記念物の価値をより広く伝えることにつなげる。



観光ガイドによる説明

### ② 市内の他の文化財や観光地との周遊

近年、宇佐海軍航空隊の戦争遺構を利用した平和学習への需要が高まっており、平和学習後に宇佐神宮を参拝、あるいは、宇佐神宮を訪れた後に戦争遺構を見学する、といった周遊ルートが定着しつつある。

また、宇佐神宮を訪れた人々が、神宮周辺や市内の様々なスポットを巡りたくなるためのスタンプラリー等も行われており、宇佐神宮を訪れた人が市内の様々な場所にも足を運びたくなるような工夫が今後も求められる。イベントの企画や運営等は観光部局や地域住民と連携していくことが必要である。



宇佐神宮 - 双葉の里のスタンプラリー

### ③ 外国人観光客向けの情報発信

令和3年度には、宇佐神宮の境内地や宇佐神宮の祭事を外国人向けに紹介するための原文制作や、外国人インフルエンサーによるSNSでの情報発信等が行われた。今後も、アフターコロナを見据えたインバウンド対策として、外国人向けの情報発信や多言語化への対応等を実施していくことが求められる。



外国人観光客向けの説明開発

～古國・古字真とめぐる～

## 神仏習合周遊絵図



宇佐神宮周辺の周遊マップ(QRコードを読み込むと、宇佐市ホームページ上で解説を見ることができる)



おもと古道 トレッキングマップ(宇佐市観光協会作成)

## 第8章 整備

### 第1節 整備の方向性

整備は文化財の保存と活用の双方を確実に行うための手段である。宇佐神宮は、本殿が国宝の、社叢が天然記念物の指定をそれぞれ受け、さらに祭神の一つである比売神の降臨地とされる御許山を含む宇佐神宮の境内地とその関連地域が一つの史跡として指定されている。その範囲は広大で、整備の対象も多岐にわたっているため、中長期の計画が必要である。所有者による整備だけでなく、「宇佐市総合計画」や現在作成中の「宇佐市文化財保存活用地域計画」等に反映しながら、市の政策としても取り組むことが求められる。

### 第2節 整備の方法

#### (1) 保存のための整備

##### (Ⅰ) 史跡「宇佐神宮境内」

###### A 宇佐神宮地区

宇佐神宮地区を保存するための整備としては、建造物や石垣等の保存修理、地下遺構の保護や景観維持を目的とした樹木の伐採、防火設備の設置や更新、建造物の耐震化、池の浚渫等の工事等と合わせて、保存活用のための調査も挙げられる。ここでは、第6章で述べた構成要素ごとに記載する。

#### 建造物

史跡内建造物のうち、檜皮葺屋根の社殿等については史跡の本質的価値を構成する要素となっているものが多く、屋根の葺き替えを含む定期的な修復が不可欠である。修復にあたって、金具や屋根材等が後世に改変されたことが明らかな場合は、復元的な整備手法についても検討する。一方で、社会情勢の変化等からやむを得ず、屋根材等の変更を行う場合は、周辺の景観と調和するよう、素材や工法等について注意が必要である。修理の優先順位を決めるための健全度調査等を行ったうえで計画的な修理が求められる。



建造物の保存修復工事

建造物の防災設備については、設置から相当年数が経過しておりポンプの故障や警報機の不具合なども散見される。将来的には、消防設備の全面更新も視野に入れた防災計画等も検討が必要である。



池内法華三昧堂跡の遺構表示と説明板

#### 地下遺構

地下遺構の整備例として、弥勒寺跡の他に、池内法華三昧堂跡で盛土による基壇範囲の表示がある。重要遺構が発見された場合、その遺構範囲の表示等は価値の明示に有効だが、工事で遺構自体を破壊することの無いよう、工法や範囲について十分な検討が必要である。



社所周辺の石垣

#### 参道・石垣等

平成31年度に実施した菱形池の浚渫に合わせて、御靈水付近の護岸に木杭による崩落防止工事を実施した。この他にも、昭和の大造営で築かれた護岸や石垣（菱形池、祓所等）で洗掘や水漏れ等が生じており、将来的な補修等も見据えて、定期的な見回り等が重要である。



浚渫中の放生池

#### 自然的要素

菱形池・初沢池・放生池等の水域については、水質の悪化等を防ぐために、落葉の除去等の日常の維持管理に加えて、定期的な浚渫または池干等が必要である。

史跡内の樹木で建造物や地下遺構、史跡景観へ悪影響がある場合や参拝者への危険がある場合などは、必要に応じて枝打ちや伐採等を実施する。

## B 御許山地区

御許山地区では六坊跡石垣の崩落は深刻であり、3次元計測や石垣カルテの作成といった保存に向けての調査を行う必要がある。この他にも、坊跡に残る基壇の範囲確認やアカガシ林の調査もあり、保存のための整備に必要な基礎資料の収集が先決である。石垣の保存修理工事やそのほかの整備等については、調査成果に基づいて適切な方法を検討する。



崩落しつつある六坊跡の石垣

### ( ii ) 天然記念物「宇佐神宮社叢」

天然記念物を保存するための整備としては、大径木の枝折れや転倒防止のための補強、災害時の復旧等が考えられる。第6章で定めたゾーニングと現状変更取扱基準に則して実施することが重要である。



宇佐神宮社叢

第1種区域に関しては、基本的に整備は行わない区域だが、台風等の自然災害で大規模な被害が生じた場合等は、倒木の運搬等で土壤を破壊することが無いよう、注意を要する。一方、第4種区域内の建造物や参道等への影響が懸念される場合、第2種区域内の樹木等を必要最小限の範囲で枝打ち、伐採等を適切に実施する。

### ( 2 ) 活用のための整備

第7章で検討した活用の方向性に基づいて、整備の方法を記載する。

#### ( i ) 宗教活動

##### バリアフリー化

路面を舗装する材料や塗料としては、史跡景観と調和するものを使用し、必要に応じて石材のビシャン仕上げ、コンクリート洗い出しといった加工を施す。手すり等については、史跡景観に調和するような色彩で設置する。



モノレールまでの通路

##### 安全対策

稀ではあるが、過去には菱形池への参拝客の落水事故や社叢樹木からの落枝等が発生している。落下防止柵や注意喚起の看板を設置するといった方法が考えられる。設置する際は、地下構造や景観への影響が無いよう、工法や素材等に配慮する。

#### ( ii ) 調査研究

現地踏査や発掘調査等の際に必要となる、測量基準点の設置等が挙げられる。

#### ( iii ) 教育普及

##### 説明板の設置

説明板の基礎等が地下構造や景観等に影響を与えないよう、据え置き型を使用する、最小限の規模のサインにQRコードを付してインターネット上で補足情報を公開するといったように設置方法も工夫する。また、調査研究の進展により新たに発見があった際など、内容を容易に更新できる手法や、地域住民に説明文等を考えてもらい、それを定期的に更新するといった方法についても検討する。



QRコード読み込み式の説明板

なお、対象となる文化財等の説明だけでなく、なぜこれまで文化財が残されてきたか、あるいは、いかに将来にわたって残していくかといった点についても記載するよう努める。

## (iv) まちづくり

### ①便益施設(トイレ、休憩所等)

御許山(指定地内)には2基のトイレがあるが、水が確保できないため浄化槽も無く垂れ流しの状態であり、衛生的にも問題がある。水のない場所でも使用できるようなバイオトイレの設置等、環境整備の方策を検討する。



御許山六坊跡付近のトイレ

### ②指定地周辺の整備

#### A 宇佐神宮地区

史跡の保存活動に関連する範囲内の、「社寺ゾーン」と「宇佐の町なみゾーン」の大部分は『宇佐市都市計画マスター・プラン』で「宇佐交流拠点」とされた範囲に含まれる。平成25年度から令和2年度にかけて、宇佐市都市計画課による町なみ環境整備事業として、勅使街道や寄藤川沿いの散策路等の整備が実施された。大善寺や極楽寺等の周辺の文化財につながる道路も美化化された。整備された町なみの維持が求められる。



整備された勅使街道と夕日



御許山正参道の簡易的な説明板

### B 御許山正参道

現在、御許山正参道の大部分は林道御許線として利用されている。沿道に残る文化財等については、簡易的な説明板しか設置されていない。整備方法の検討等が必要である。

### C 御許山地区

正覚寺地区からの登山道は利用者が多く、地域住民や宇佐市観光協会等による誘導板、説明板等の整備も行われているが、簡易的な説明板が多いため、整備方法の検討等が必要である。

西屋敷地区からの管理道(林道平山線)は、史跡指定地につながる唯一の舗装道だが、路面の劣化が著しく、舗装の割れや凹凸が散見される。将来的に路面の修理等が必要だが、工事範囲が長大であるため、計画的な実施が求められる。



弥勒寺跡の説明板(4ヶ国語対応)

## (v) 観光

### ①多言語化の対応

宇佐神宮を訪れた外国人観光客等が理解できるよう、現地にある説明板やパンフレット等の多言語化が必要である。その際に、専門的な歴史用語や年号といったそのまま翻訳しても外国人には伝わりにくい要素については、より平易な表現に変更する、または註釈を加えるといった工夫が求められる。言語については英語を基本とし、必要に応じて中国語や韓国語にも翻訳するが、説明板が大きくなり景観等に影響を及ぼすことには注意が必要である。その際は、前頁でも記載したようなQRコード式の説明板にし、それぞれの言語ごとにインターネット上で公開するといった方法を積極的に採用する。

### 第3節 実施期間・手順

宇佐神宮の重要な祭事の一つに、10年に一度の臨時奉幣祭(勅祭)がある。皇室からの勅使が参詣される際には、市内外から多数の参拝客が訪れる。直近では、平成27(2015)年に斎行され、次回は令和7(2025)年の予定である。宇佐神宮では勅祭に合わせた境内の整備が行われることが多く、令和3年現在も建造物の修理等が随時進められている。

なお、第2次宇佐市総合計画の計画期間は令和6年度までで、令和7年度以降は第3次総合計画となる見込みである。総合計画改定時には宇佐神宮地区の建造物健全度調査、御許山地区の六坊跡やアカガシ林についての調査等についても記載し、本計画の改訂時には調査成果を反映した遺構の保存整備等についても検討が必要である。

下記は、大まかな整備等の期間であり、より詳細な年次計画等については、第10章に記す。

史跡「宇佐神宮境内」と天然記念物「宇佐時宮社叢」の整備期間等の概要

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
本計画									改訂への準備		改訂
宇佐市総合計画	第2次総合計画						第3次総合計画				
宇佐市文化財保存活用地域計画											
宇佐神宮の祭事等				勅祭							
保存のための整備、調査等	宇佐神宮地区 西大門周辺整備、南中樓門、呉櫓修理ほか 建造物防災設備等調査?				建造物健全度等調査?				建造物等保存修理?		
	御許山地区 御許山六坊等調査					御許山アカガシ林調査			御許山六坊跡保存整備?		
活用のための整備	宇佐神宮地区 参道等の整備?										
	御許山地区 正参道等(指定地外)への説明板設置?						六坊跡への説明板設置?				

## 第9章 運営及び体制

### 第1節 運営の在り方と体制の整備の方向性

史跡宇佐神宮境内と天然記念物宇佐神宮社叢の基本的な管理運営は所有者等が行い、現状変更許可申請やき損・復旧の届出等の文化財保護法に基づく手続きに関する基本的な窓口は宇佐市教育委員会社会教育課文化財係が担う。

ただし、第6章から第8章までに掲載した保存・活用・整備に関する取り組みは、所有者や社会教育課だけで行えるものだけではない。指定地周辺の住民、宇佐市観光協会や宇佐の文化財を守る会等の民間団体、小中学校・高校・公民館や図書館等の教育機関、大学や博物館等の研究機関、国・県の行政機関といった様々な組織との連携が重要となる。

史跡と天然記念物を将来にわたって残し、宇佐神宮が心のよりどころであり続けるためには、第5章に掲げた保存・活用の大綱のうち、八幡神の成立からその発展が生み出した「宇佐八幡文化」の解明を通じた、宇佐の歴史的・社会的な位置づけを深めていく試みが必要である。

所有者、行政機関、学術機関・組織の連携によってしか、それは果たせないものである。そして、それは三者の連携にとどまらず、「宇佐八幡文化」を享受しつつ、生活する地域の住民自らが、史跡と天然記念物の保存・活用・整備に参画することによって、「宇佐八幡文化」(宇佐を創り立たしめている文化そのもの)を発展させることができるのであろう。文化財保護法は、その第1条において、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」と宣言している。史跡と天然記念物の保存・活用・整備への取り組みを通じて、歴史文化や自然環境への興味関心を育て、学校教育や生涯学習等に貢献し、町なりの整備や観光振興、地域住民のつながりといった地域の振興に結びしていくことが期待される。そのためには、それぞれが主体的に行う役割を整理しておくことが重要である(図9-1-1、図9-1-2)。

### 第2節 運営の在り方と体制の整備の方法

前節で掲げた運営方針を達成するために必要と考えられる事項を列記する。

#### ① 所有者・地域住民・関係部局・民間団体等との定期的な情報交換、積極的な交流の推進

(宗)宇佐神宮は日常的な維持管理に加えて、建造物の修理や菱形池の浚渫といった保存のための整備や、参道のバリアフリー化や説明板の設置等の活用のための整備を積極的に行っている。計画的な整備や進捗状況の確認等の協議が必要であるため、(宗)宇佐神宮・宇佐市教育委員会・大分県教育庁文化課などによる定期的な協議の場を設定する。

なお、指定地周辺の住民、宇佐市観光協会等の民間団体、市の関連部局等が一堂に会して情報共有する場がないのが現状であり、今後、関係者による情報共有の場の設定も検討する。

また、市の関連部局については、総合計画や各課の個別計画等を確認するのと合わせて、文化財部局からも積極的に情報を発信することで日常的に情報交換し、それぞれの計画に齟齬が生じないようにすることも求められる。



図9-1-1 史跡と天然記念物の保存・活用・整備体制の概念

## ② 調査・研究・普及啓発への地域住民の参画の呼びかけ

第7章でも述べたが、御許山の六坊跡やアカガシ林の調査等を行う際に地域住民に呼びかけ、報告書の作成や成果報告会での発表等に参画してもらい、文化財に関する理解を深めてもらうことも必要である。また、企画展を実施する際には、市内の小中学校等に呼びかけ、児童生徒が主体となって宇佐神宮の歴史や文化財について調べ、展示パネルや展示物を制作、または発表会を開催するといった方法もある。

## ③ 大分県立博物館・大学等との連携強化

大分県立歴史博物館では「宇佐八幡の文化」コーナーが常設されているだけでなく、特別展や企画展等で宇佐神宮の関連文化財が取り上げられるのも少なくない。現在でも資料の貸与等で連携が図られているが、今後はさらに連携を強化し、共同調査の実施等についても提案していく。可能であれば、展示スペースを借用して、宇佐神宮に関する企画展等を実施する。その際には上記のような地域住民が企画段階から参画できるような仕組みについても検討する。

また、別府大学文学部、大分大学理工学部といった関連分野の研究を行っている大学とは、積極的に連携を図っていくべきである。各種文化財調査への協力を求めるだけでなく、年間テーマを設けた連続講座や宇佐神宮・御許山での現地見学会等を開催する際の講師としても招聘する。その際に、教員だけでなく学生にも発表の機会を創出する等、研究成果等を次世代につなげるための方策も検討する。

## ④ 事務局体制の充実と人材の育成

前述のとおり、基本的な窓口は宇佐市教育委員会社会教育課が担っている。宇佐市内にある多種多様な文化財に関する市民からの要望や問合せへの対応、近年需要が急増している戦争遺構を活用した平和学習への職員派遣、各種開発に対する発掘調査や過年度調査の報告等、社会教育課の業務は年々増加しており、個別の文化財に対する調査等が十分に行えないのが現状である。そのため、史跡と天然記念物の構成要素に関する専門的な調査等を実施するにあたっては、大学や民間業者への委託も視野に入れる。

また、経験豊富な文化財専門職員の退職や異動で専門職員の若年化が進み、過去の調査成果の継承にも不安が残る。文化財専門職員の計画的な採用を含む人員体制の充実を要望するとともに、上記の調査を通じた人材の育成や、資料の再整理等による過去の調査成果の継承等も必要である。

## ⑤ 広域連携

「宇佐八幡文化」は宇佐を象徴する文化財であるが、中津市・杵築市等にある行幸会等の祭事に関連する神社や、国東半島全域に広がる六郷溝山の寺院等、関連文化財の分布は宇佐市内にとどまらない。また、全国に4万余社あるという八幡宮は北海道から沖縄県まで所在しており、八幡信仰というさらに広い視点も重要である。

宇佐八幡文化に関連する文化財のある近隣市町村または、手向山(奈良県)、石清水(京都府)、鶴岡(神奈川県)等の代表的な八幡宮が所在する自治体や神社そのものとの連携を強化し、相互に協力しながら保存・活用・整備を進めていくことも重要となる。



図9-1-2 保存・活用・整備に関するそれぞれの役割

## 第10章 実施計画の策定

### 第1節 実施計画の策定

前章までに検討してきた保存・活用・整備を確実に実施するための、年次計画を以下に示す。

計画に沿っての実施を基本とするが、社会情勢や保存状態等の変化があった場合は、必要に応じて適切な時期を判断して実施する。また、建造物の小修理（退色部分の補修、小規模修繕等）や説明板の設置又は更新等の軽微なものや、災害や不測の事態で損した箇所の復旧等の緊急性が高い案件については、計画書に記載がないものも適宜実施する。

地区	種別	名称	要素区分	目的	種別	内容	主体
宇佐神宮地区	建造物	西大門（県有文）	A	保存	修理	全解体修理	宇佐神宮
		西大門脇門	B	保存	修理	全解体修理	宇佐神宮
		神井	C	保存	修理	屋根葺替、金具修理ほか	宇佐神宮
		上宮透彌 (西大門左右)	B	保存	修理	屋根葺替、一部移設、塗装修理ほか	宇佐神宮
		上宮南中樓門 (県有文)	A	保存	修理	屋根葺替、金具修理、塗装修理ほか	宇佐神宮
		上宮西中門	A	保存	修理	塗装修理、金具修理	宇佐神宮
		上宮東中門	A	保存	修理	塗装修理、金具修理	宇佐神宮
		上宮北中門	A	保存	修理	塗装修理、金具修理	宇佐神宮
		上宮東回廊	A	保存	修理	塗装修理、金具修理	宇佐神宮
		上宮西回廊	A	保存	修理	塗装修理、金具修理	宇佐神宮
		上宮土間回廊	B	保存	修理	不陸調整ほか	宇佐神宮
		北辰神社 (県有文)	A	保存	修理	屋根葺替、塗装修理、金具修理、木部補修ほか	宇佐神宮
		春日神社	A	保存	修理	塗装修理、金具修理ほか	宇佐神宮
		住吉神社	A	保存	修理	塗装修理、金具修理ほか	宇佐神宮
		若宮神社本殿	A	保存	修理	塗装修理、金具修理ほか	宇佐神宮
		若宮神社拝殿	A	保存	修理	塗装修理、金具修理ほか	宇佐神宮
		若宮神社透彌	A	保存	修理	屋根葺替、塗装修理、金具修理ほか	宇佐神宮
		鳥居（御輿掛石 段上）	C	保存	修理	屋根葺替、塗装修理	宇佐神宮
		鳥居（御輿掛下 宮側）	C	保存	修理	屋根葺替、塗装修理	宇佐神宮
		下宮一之御殿ほか	A	保存	修理	木部工事ほか	宇佐神宮
		下宮回廊	A	保存	修理	屋根工事ほか	宇佐神宮
		高倉（県有文）	A	保存	修理	塗装修理ほか	宇佐神宮



地区	種別	名称	要素区分	目的	種別	内容	主体
宇佐神宮地区	建造物	春宮神社	A	保存	修理	屋根葺替、塗装修理、金具修理	宇佐神宮
		木匠祖神社	B	保存	修理	屋根葺替、塗装修理、木部補修ほか	宇佐神宮
		水分神社	B	保存	修理	屋根葺替、塗装修理、木部補修ほか	宇佐神宮
		水分神社玉垣	—	保存	修理	屋根葺替、塗装修理ほか	宇佐神宮
		黒男神社玉垣	—	保存	修理	屋根葺替ほか	宇佐神宮
		頤宮玉垣	B	保存	修理	屋根葺替、塗装修理ほか	宇佐神宮
		頤宮鳥居	B	保存	修理	屋根葺替、塗装修理ほか	宇佐神宮
		吳橋	A	保存	修理	屋根葺替、欄干補修・塗装、橋脚塗装	宇佐神宮
		栄興寺(心乘坊) 山門	A	保存	修理	全解体修理、耐震補強	宇佐市
		建造物全域	—	保存	調査	防災設備等調査	宇佐神宮
			—	保存	調査	健全度調査	宇佐市？ 宇佐神宮？
	地下遺構	弥勒寺跡、 池内法華三昧堂 跡ほか	A	保存	調査	発掘調査報告書の刊行	宇佐市
	参道・石垣等	上宮西中門前広場	—	活用	環境整備	石垣敷設	宇佐神宮
		正参道	A	活用	環境整備	バリアフリー化	宇佐神宮
	自然的要素	宇佐神宮社叢	A	保存	伐採	竹の伐採（下宮西側）	宇佐神宮
				保存	調査	植生モニタリング調査	宇佐市
				保存	枝打、伐採	建造物・参道等へ落下の危険性のある樹木	宇佐神宮
		菱形池	B	活用	環境整備	安全柵等の設置	宇佐神宮
御許山正参道	参道・石垣等	御許山正参道		保存	調査	古道調査	民間
				活用	環境整備	説明板設置	宇佐市



地区	種別	名称	要素区分	目的	種別	内容	主体
御許山地区	建造物	トイレ	C	活用	環境整備	トイレ建替	
	地下遺構	六坊跡	A	保存	調査	遺構分布調査、報告書刊行	宇佐市
	参道・石垣等					石垣3次元計測、カルテ作成、報告書刊行	宇佐市
			保存	経過観察	六坊跡石垣の定期点検		宇佐市
			保存	修理	崩落している石垣の保存修理		宇佐市? 宇佐神宮?
			活用	環境整備	説明板設置		宇佐市
	自然的要素	アカガシ林	B		調査	分布範囲確認、植生図作成、報告書刊行ほか	宇佐市
その他	史跡・天然記念物全体	宇佐神宮境内、宇佐神宮社叢		保存活用		保存活用計画の改訂	宇佐市

実施期間(年度、赤：実施可能性大、青：実施時期は変更の可能性あり)										財源				
R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	所有者等	国	県	市	他
時期は未定だが、適宜実施する										○?	○?	○?		
										○	○	●		
										○	○	●		
												●		
										●?	○	○	●?	
												●		
										○	○	●		

## 第11章 経過観察

### 第1節 経過観察の方向性

史跡宇佐神宮境内と天然記念物宇佐神宮社叢の保存・活用・整備は、前章までに示したそれぞれの方向性と計画に則って進めていく。史跡と天然記念物の日常的な維持管理や点検は、基本的に所有者が実施し、異常が認められた際などは、宇佐市教育委員会が現地確認等を行い、必要に応じて文化庁・大分県・有識者等の指示を仰ぐ。

### 第2節 経過観察の方法

#### ( 1 ) 史跡宇佐神宮境内

##### ( i ) 建造物

建造物の日常的な点検に加えて、異常がないかどうかの定期点検を行うことが望ましい。点検の際には、項目を統一し、記録を残しておくことで、建造物に異常が発生した際も損傷部の確認等が行いやすい。次ページに示した建造物点検票を基本として、修理が必要な箇所等の早期把握を目指す。

##### ( ii ) 地下遺構

基本的に地下にあるため、目視での点検ができるのは弥勒寺跡の礎石・六坊跡の基壇や礎石といった地表に現れている遺構に限る。六坊跡の基壇等は、詳細な調査が行われていないため、実測等の記録作成が必要である。

##### ( iii ) 参道・石垣等

御許山地区では石垣の崩落等も発生しており、石垣カルテの作成や3次元計測等の詳細な記録作成が必要である。次々ページに示した調査票を基本として、統一的な項目で石垣ごとの現況を把握した後、定期的にモニタリングを行い石垣全体の歪みやズレ、石材の抜け等がないかを記録する。令和7年度から同9年度に石垣の調査と合わせてカルテを作成した後、3年ごとに定期点検を実施する。

##### ( iv ) 自然的要素

宇佐神宮社叢については次項で詳しく述べる。菱形池・初沢池・放生池等の水質や古代ハスの生育状況等は基本的には目視で点検し、著しく悪化するような場合、専門家等の指示を仰ぐ。

##### ( v ) その他

史跡内に設置した説明板や表示等が劣化していないか等の点検は隨時行い、必要に応じて適宜更新する。

建造物点検票の一例

名称	点検位置	点検方法	点検箇所	点検日		年	月	日	写真
				点検者	点検者				
外観	地面から	目視	部材	・	足場、脚立、ドローン等				
内部	床から	目視	部材の破損等(破損箇所、状態等)	・	足場、脚立、等				
その他	床下	写真		・	天井裏	・	その他(		)
						・	その他(		)
屋根	無	有	(	)		—			
天井	無	有	(	)	無	有	(	)	
柱・軸部等	無	有	(	)	無	有	(	)	
壁	無	有	(	)	無	有	(	)	
土台・基礎	無	有	(	)	無	有	(	)	
その他	無	有	(	)	無	有	(	)	
備考									調査結果 参考記録

## 史跡宇佐神宮境内 石垣調査表

石垣調査票(石垣カルテ)の一例

日 月 年  
測定年月日

測定者

地区名				石垣番号				位置図				全体写真			
長さ	天部	m	m												
	基底部	m	m												
	左	m	m												
高さ	中央	m	m												
	右	m	m												
	左	"	"												
勾配	中央	"	"												
	右	"	"												
立面積				平面形状				反り				石材加工			
左	入角	突出角	出角	有・無	野面石	荒加工	有・無	野面石	荒加工	有・無	野面石	荒加工	有・無	野面石	荒加工
	入角	突出角	出角												
右	入角	突出角	出角	有・無	野面石	荒加工	有・無	野面石	荒加工	有・無	野面石	荒加工	有・無	野面石	荒加工
	入角	突出角	出角												
加工痕跡				輪切り				反り				石材加工			
裏石部	有・無	有・無	有・無	有・無	野面石	荒加工	有・無	野面石	荒加工	有・無	野面石	荒加工	有・無	野面石	荒加工
	加工痕跡														
窓位				溝位				表れ				劣化の状態			
天部	溝み	ズレ	溝位	有・無	野面石	荒加工	有・無	野面石	荒加工	有・無	野面石	荒加工	有・無	野面石	荒加工
	中部														
基底部															
上部構造物															
特記事項															
石垣に影響を与える要素															

## ( 2 ) 天然記念物宇佐神宮社叢

### ( i ) 被災箇所のモニタリング

宇佐神宮社叢は平成 3 年と平成 15 年に発生した台風により大きな被害が生じた。平成 28 年に実施した毎木調査等の結果、被災箇所周辺ではシイ・カシ二次林への遷移が確認されており、今後の植生変化を確認していくことが重要である。該当箇所はいずれも天然記念物の第 1 種区域であるため必要最小限の立ち入りとなるよう、20 年程度の期間をあけてモニタリング調査を実施する。被災箇所における次のモニタリングは、令和 18(2036) 年頃となるため、本計画の改訂時に実施方法等の検討が必要である。

### ( ii ) 社叢全体におけるモニタリング

社叢内の植生を定期的に把握するためのモニタリングについては、10 年程度の間隔で実施する。モニタリング地点については、『緊急調査報告書』の作成時に実施した群落組成調査地点の内、図 11-2-1 に示した 7 箇所を基本として、必要に応じて適宜設定する。次の調査は令和 18 年頃を目途として実施予定である。

### ( iii ) 危険木等の点検

史跡と天然記念物の調和を図るため、第 2 種区域における危険木の点検は定期的に行うべきである。明確な時期の定めはないが、2 年ないし 3 年毎の点検が望ましい。点検時の判断基準としては、平成 28・29 年度に実施した大径木調査時の項目を援用し、樹勢・腐朽状況・病虫害・第 4 種区域と重なる範囲等について確認する。樹勢の異常や腐朽等が確認された樹木については、必要最小限の範囲で伐採や枝打ちを行う。

### ( iv ) 竹林の抑制

竹林の拡大を抑制するための伐採は、同一箇所で継続的に実施する必要がある。加えて、伐採後の空間に社叢の構成要素ではない植物（葛、ショロ等）が繁茂する可能性もあるため、伐採箇所とその周辺については見回りを強化し、異常が確認された場合等は専門家の意見等を求めて適切に処置する。



図 11-2-1 平成 28 年度調査で異常が確認された大径木、モニタリング地点等の位置 (S=1/5000)

#### 4. 大径木調査

##### ① 判斷基準

天保大調査における各評価項目の基準や名称は、「樹木診断基式」(日本診断センター、平成21年)に準じた。

なお、「倒伏・枝折れ等危険度判定」は、日後にによる目安であり、倒伏・枝折れ等が発生しないことを保証するものではない。

##### 1) 倒伏

全体に最初に見たときの印象で評価する。各評価項目を総合したものも倒伏を表すことになる。

表4.4.1 倒伏の基準

	0	1	2	3	4
枝葉な生育状態を示し被覆が全くみられない	強制剪定を受けているが、あまり認められない	葉面が明らかに認められる	生育状態が極めて悪悪である	ほとんど枯死	



図4.4.1 倒伏の基準

##### 2) 落葉状況

幹、大枝の落葉範囲と心材腐朽の被覆程度について判断する。落葉範囲の状況は、落葉量の大さきやキノコの有無等、外観からわかる範囲で記述する。

表4.4.2 落葉状況の基準（幹落葉範囲、幹心材腐朽、根株腐朽）

	0	1	2	3	4
なし	無い	中程度	著しい	濃密	

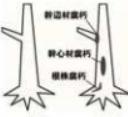


図4.4.2 落葉状況の基準（幹落葉範囲、幹心材腐朽、根株腐朽）

##### 3) 病害

葉の変色、枝や幹の損傷などの症状や虫害について、日目により病害程度を判断する。

表4.4.3 病害の基準（葉、枝、幹・大枝、根元）

	0	1	2	3	4
なし	無い	中程度	著しい	濃密	



図4.4.3 病害の基準（葉、枝、幹・大枝、根元）

##### 4) 倒伏・枝折れ等危険度判定

樹木、木本樹冠、病害の状況等、宇佐神宮の健診植物や被覆の状況を複数で確認し、参考や建物への倒下への可能性を判断する。

日後にによる目安であり、倒伏・枝折れ等が発生しないことを保証するものではない。

表4.4.4 倒伏・枝折れ等危険度判定

項目/設備	安 全 (0)	可能性があり (1)	可能性が高い (2)	明らかに危険 (3)
通行者・建物等 との位置関係	対象木は、歩道や 建物と十分に離 れている。	対象木は、歩道や 建物と十分に離 れていない。	対象木は、歩道や 建物に接してい る。 建物に接してい る場合に極めて 危険へ転化。	
根腐り	根腐れ：なし	根腐れ：無い～ 中程度	根腐れ：中程度 ～書けない	根腐れ：著しい～ 濃密
幹・枝折れ	幹心材／辺材腐 朽：なし	幹心材／辺材腐 朽：無い～中程度	幹心材／辺材腐 朽：中程度～著 しい	幹心材／辺材腐 朽：著しい～濃密
大小枝落子	腐朽した枝等：な し	腐朽した枝等：輕 い～中程度	腐朽した枝等：中 程度～著しい	腐朽した枝等：著 しい～濃密

表4.4.5 倒伏・枝折れ等危険度判定

項目	危険度(0m)	危険度(1m)	危険度(2m)	危険度(3m)	危険度(4m)
倒伏・枝折れ等 危険度判定	●倒伏・枝折れ等 危険度なし	●倒伏・枝折れ等 危険度あり	●倒伏・枝折れ等 危険度あり	●倒伏・枝折れ等 危険度あり	●倒伏・枝折れ等 危険度あり



表4.4.6 倒伏・枝折れ等危険度判定

項目/設備	危険度(0m)	危険度(1m)	危険度(2m)	危険度(3m)	危険度(4m)
倒伏・枝折れ等 危険度判定	●倒伏・枝折れ等 危険度なし	●倒伏・枝折れ等 危険度あり	●倒伏・枝折れ等 危険度あり	●倒伏・枝折れ等 危険度あり	●倒伏・枝折れ等 危険度あり
倒伏・枝折れ等 危険度判定	●倒伏・枝折れ等 危険度なし	●倒伏・枝折れ等 危険度あり	●倒伏・枝折れ等 危険度あり	●倒伏・枝折れ等 危険度あり	●倒伏・枝折れ等 危険度あり
倒伏・枝折れ等 危険度判定	●倒伏・枝折れ等 危険度なし	●倒伏・枝折れ等 危険度あり	●倒伏・枝折れ等 危険度あり	●倒伏・枝折れ等 危険度あり	●倒伏・枝折れ等 危険度あり



図 11-2-2 「国指定天然記念物「宇佐神宮社叢」緊急調査報告書」作成時に使用した樹木の点検項目、調査票